



三重県公報

令和8年7月3日 (金)

第 733 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
439	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託について規約を定めた旨	(福 利 厚 生 課)	2
440	地方自治法第243条の2第1項の規定による公金事務の委託	(警 察 本 部)	2
441	地方自治法第243条の2第1項の規定による公金事務取扱者の指定の取消し	(同)	2
選 管 告 示			
29	選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(選挙管理委員会)	2
30	三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(同)	3
31	不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示	(同)	3
収 用 委 告 示			
1	三重県収用委員会運営規則の一部を改正する告示	(収 用 委 員 会)	3
公 安 委 告 示			
16	特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示	(公 安 委 員 会)	4
公 告			
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農 地 調 整 課)	5
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	6
	県営住宅の入居希望者の募集	(住 宅 政 策 課)	6
収 用 委 公 告			
	土地収用法の規定による収用の裁決手続の開始決定	(収 用 委 員 会)	8
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(災害対策推進課)	8
	同伴	(警 察 本 部)	11

告 示

三重県告示第 439 号

いなべ市菰野町清掃事務組合と三重県との間における議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託について、次のとおり規約を定めました。

令和 8 年 7 月 3 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

「次」は省略し、その関係書類は三重県総務部福利厚生課に備え置いて縦覧に供します。

三重県告示第 440 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公金事務を委託しました。

令和 8 年 7 月 3 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 委託を受けた者の名称、住所又は事務所の所在地
株式会社 N T T ドコモ・フィナンシャルグループ
東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号
 - 2 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
放置違反金（放置違反金コンビニエンスストア等収納事務）
 - 3 指定をした日
令和 8 年 6 月 8 日
 - 4 委託をした日
令和 8 年 7 月 1 日
 - 5 委託期間
令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
-

三重県告示第 441 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定による公金事務取扱者の指定を、次のとおり取り消しました。

令和 8 年 7 月 3 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 委託を受けた者の名称、住所又は事務所の所在地
株式会社 N T T ドコモ
東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号
- 2 取消年月日
令和 8 年 7 月 1 日

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 29 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数を次のとおり告示します。

令和 8 年三重県選挙管理委員会告示第 23 号は、廃止します。

令和 8 年 7 月 3 日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

50 分の 1 の数 28,484

80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 278,021

三重県選挙管理委員会告示第 30 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 1 項の規定による三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を次のとおり告示します。

令和 8 年三重県選挙管理委員会告示第 24 号は、廃止します。

令和 8 年 7 月 3 日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

選挙区名	3 分の 1 の数
津 市	72,956
四 日 市 市	83,374
伊勢市・鳥羽市	38,028
松 阪 市	42,624
桑名市・桑名郡	38,669
鈴 鹿 市	52,087
名 張 市	20,660
東 紀 州	17,645
亀 山 市	12,943
いなべ市・員弁郡	18,798
志 摩 市	12,667
伊 賀 市	22,395
三 重 郡	18,093
多 気 郡	12,365
度 会 郡	11,422

三重県選挙管理委員会告示第 31 号

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 8 年 7 月 3 日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示

不在者投票のできる施設の指定（昭和 54 年三重県選挙管理委員会告示第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
老人ホーム		老人ホーム	
(略)	(略)	(略)	(略)
津市中村町745-25	特別養護老人ホームと きの音色	津市中村町745-25	特別養護老人ホームと きの音色
<u>津市高洲町834番地</u>	<u>シニアハウスサクラス</u>		
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

収 用 委 告 示

三重県収用委員会告示第 1 号

三重県収用委員会運営規則の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 8 年 7 月 3 日

三重県収用委員会会長 飯 田 聡

三重県収用委員会運営規則の一部を改正する告示

三重県収用委員会運営規則（平成 18 年三重県収用委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（会長の専決事項） 第 2 条 次に掲げる事項は、会長の専決処分とする。 （1）～（34） （略） （35） 施行令第 5 条第 3 項の規定により市町長に対して同項に規定する措置を求め、又はその旨を官報に掲載すること。 （36） 施行令第 6 条の 2 において読み替えて準用する施行令第 5 条第 1 項の規定により公示による通知を行うこと。 （37） 施行令第 6 条の 2 において読み替えて準用する施行令第 5 条第 3 項の規定により市町長に対して同項に規定する措置を求め、又はその旨を官報に掲載すること。 （38）～（42） （略） （43） 特別措置法第 38 条の 2 第 3 項の規定により起業者に裁決を行うべき期日を通知すること。 （44） 特別措置法第 38 条の 2 第 4 項の規定により国土交通大臣に事件に係る書類を送付すること。 （45） 特別措置法第 38 条の 2 第 5 項の規定により事件を国土交通大臣に送付した旨を起業者、土地所有者及び関係人に通知し、及び公告すること。 （46）～（52） （略） （文書の取扱い） 第 9 条 委員会の文書の取扱いについては、三重県公文書管理規程（令和 2 年三重県訓令第 6 号）の例による。ただし、同規程第 3 条第 2 項中「総務部長」とあるのは「収用委員会の事務の整理をする課の長」と、第 18 条中「三重県事務決裁及び委任規則（平成 14 年三重県規則第 36 号）により地域機関の長に委任されているものを除き、原則として知事名」とあるのは「委員会の権限に属するものにあつては委員会名、会長の権限に属するものにあつては会長名」と、第 28 条第 1 項第 2 号中「副総括文書管理者が別に定める」とあるのは「三収委」の」と読み替えるものとする。 2 （略）	（会長の専決事項） 第 2 条 次に掲げる事項は、会長の専決処分とする。 （1）～（34） （略） （35） 施行令第 5 条第 3 項の規定により市町長に対して公示送達があった旨の掲示を求め、又はその旨を官報に掲載すること。 （36） 施行令第 6 条の 2 において読み替えて準用する施行令第 5 条第 1 項の規定により公示による通知を行うこと。 （37） 施行令第 6 条の 2 において読み替えて準用する施行令第 5 条第 3 項の規定により市町長に対して公示による通知があった旨の掲示を求め、又はその旨を官報に掲載すること。 （38）～（42） （略） （43） 特別措置法第 38 条の 2 第 2 項の規定により起業者に裁決を行なうべき期日を通知すること。 （44） 特別措置法第 38 条の 2 第 3 項の規定により国土交通大臣に事件に係る書類を送付すること。 （45） 特別措置法第 38 条の 2 第 4 項の規定により事件を国土交通大臣に送付した旨を起業者、土地所有者及び関係人に通知し、及び公告すること。 （46）～（52） （略） （文書の取扱い） 第 9 条 委員会の文書の取扱いについては、三重県公文書管理規程（令和 2 年三重県訓令第 6 号）の例による。ただし、同規程第 3 条第 2 項中「総務部長」とあるのは「収用委員会の事務の整理をする課の長」と、第 18 条中「三重県事務決裁及び委任規則（平成 14 年三重県規則第 36 号）により地域機関の長に委任されているものを除き、原則として知事名」とあるのは「委員会の権限に属するものにあつては委員会名、会長の権限に属するものにあつては会長名」と、第 28 条第 1 項第 2 号中「別表第 3 に定める」とあるのは「三収委」の」と読み替えるものとする。 2 （略）

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公安委 告 示

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第15条の2第2項の規定による同条第1項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第8項において準用する同法第7条第4項の規定により、次のとおり告示します。

令和8年7月3日

三重県公安委員会委員長 吉 田 す み 江

1(1) 特定抗争指定暴力団等

令和2年1月7日三重県公安委員会告示第141号1に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

(2) 変更事項

変更前 指定の期限 令和8年7月6日まで

変更後 指定の期限 令和8年10月6日まで

2(1) 特定抗争指定暴力団等

令和2年1月7日三重県公安委員会告示第141号2に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

(2) 変更事項

変更前 指定の期限 令和8年7月6日まで

変更後 指定の期限 令和8年10月6日まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和8年7月3日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

大安町石樽南外二大字土地改良区（いなべ市大安町石樽南 1852 番地 4）

退任理事

いなべ市大安町石樽南 283 番地

〃 〃 1826 番地

〃 〃 1735 番地 2

〃 〃 245 番地

〃 〃 505 番地

〃 大安町石樽東 160 番地

〃 〃 2539 番地

〃 〃 349 番地

〃 大安町石樽北 207 番地

〃 〃 425 番地

岡 正 治

諸 岡 勝

岩 花 正 司

岡 忠 夫

岡 晃 久

佐 藤 俊 也

森 理

弓 矢 正 彦

岡 田 宏 行

川 内 信 秀

退任監事

いなべ市大安町石樽南 487 番地

〃 大安町石樽東 2422 番地 2

〃 〃 1086 番地

〃 〃 2374 番地

〃 大安町石樽北 899 番地

〃 〃 318 番地

〃 大安町石樽南 1724 番地 1

伊 藤 康 治

伊 藤 富 夫

小 林 富 生

人 見 章 広

服 部 博 武

岡 田 成 吉

辻 勝 博

就任理事

いなべ市大安町石樽南 1852 番地 4

〃 〃 1525 番地

〃 大安町石樽北 197 番地

〃 大安町石樽東 58 番地 1

〃 〃 1030 番地

石 垣 一 弘

岩 花 神一郎

出 口 一 夫

伊 藤 忠 三

伊 藤 正 樹

就任監事

いなべ市大安町石樽東 1096 番地 3
 " 大安町石樽南 468 番地
 " " 1398 番地 1
 " " 325 番地
 " " 1015 番地
 " 大安町石樽北 876 番地
 " 大安町石樽東 1124 番地
 " " 1355 番地 1
 " 大安町石樽南 386 番地

小 寺 清 宏
 伊 藤 正 通
 嶋 田 和 也
 岡 誠 司
 梅 山 治 久
 寺 本 治 夫
 小 林 吉 友
 小 林 靖
 岡 勉

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、深溝土地改良区（鈴鹿市深溝町 1560 番地の 1）の定款の変更を認可しました。

令和 8 年 7 月 3 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 22 条第 1 項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとおり行います。

令和 8 年 7 月 3 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 受付期間

令和 8 年 7 月 3 日（金）から同月 31 日（金）まで郵送のみによる受付を行い、受付期間内の消印のみ有効とします。ただし、応募者数が募集戸数に満たなかった県営住宅については、令和 8 年 9 月 2 日（水）まで随時申込みを受け付けます。

2 受付場所

受付は、郵送のみによって受け付けます。受付期間内に希望する団地の指定管理者宛てに申込書を郵送してください。

北勢ブロック

鈴鹿亀山不動産事業協同組合

〒510-0253 三重県鈴鹿市寺家町 1085-1

中勢伊賀ブロック

伊賀南部不動産事業協同組合

〒514-0008 三重県津市上浜町 1 丁目 501 エトアール津 102

南勢ブロック・東紀州ブロック

三重県南勢地区管理事業共同体

〒514-0008 三重県津市上浜町 1 丁目 501 エトアール津 102

3 募集する県営住宅及び戸数

ブ ロ ッ ク 名	地 区 名	県 営 住 宅 名	戸 数（優先戸数）
北勢 ブロック	桑名	川成（一般・単身可）	1
	川越	豊田一色（一般）	1
	四日市	高見ヒルズ（一般・単身可）	2(1)
		あこず（高齢者・単身可）	1
		あこず（一般・単身可）	1
		笹川（高齢者・単身可）	2
		笹川（一般・単身可）	2(1)
		笹川第二（一般・単身可）	1
		河原田（高齢者・単身可）	1
	鈴鹿	高岡山杜の郷（一般・単身可）	3(1)
		桜島（高齢者・単身可）	2
		桜島（一般・単身可）	2(1)
	亀山	鹿島（一般・単身可）	1

中勢伊賀 ブロック	津	千里（高齢者・単身可）	1
		白塚（高齢者・単身可）	2
		白塚（一般・単身可）	1
		一身田（高齢者・単身可）	4
		一身田（一般・単身可）	1
		船頭町（一般・単身可）	1
		結城（一般・単身可）	2(1)
		ミレニ北口（一般）	1
	伊賀	服部（一般・単身可）	1
		カーサ上野（一般・単身可）	2(1)
名張	蔵持（高齢者・単身可）	1	
南勢 ブロック	松阪	大黒田（一般・単身可）	1
		五反田（高齢者・単身可）	1
		粥田（一般・単身可）	1
		和屋（身障者）	1
		上川第二（高齢者・単身可）	1
		上川第二（一般・単身可）	1
		エスペラント末広（一般）	1
	伊勢	辻久留（一般・単身可）	1
		城田（一般・単身可）	1
		西豊浜（一般・単身可）	1
五十鈴川（身障者）		1	
東紀州 ブロック	尾鷲	古江（一般・単身可）	1
	熊野	井土（一般・単身可）	1
		久生屋（一般・単身可）	1
	御浜	オレンジハイツ御浜（一般）	2(1)

4 入居資格

- (1) 現在住宅に困っていることが明らかな者
- (2) 同居者がいる場合は、親族（婚約者、同性パートナー、内縁関係にあるもの及び里親に委託されている児童を含む。）であること。
- (3) 三重県営住宅条例（平成9年三重県条例第52号）第6条に規定する収入基準を満たしていること。
- (4) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ア 過去に県営住宅に入居していた者又はその連帯保証人で、現在、家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金を滞納しているもの
 - イ 過去に県営住宅に入居していた者又はその連帯保証人で、消滅時効の援用・自己破産による免責等で家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金の支払を免れたことがあるもの
 - ウ ア又はイに掲げる者（連帯保証人は除く。）と同居していた者（ただし、当該同居の際に成年であった者に限ります。）
- (5) 申込者及び同居予定者が次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ア 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡したときは、明渡しを行った日の翌日から2年を経過していないこと。
 - イ 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から4年を経過していないこと。
 - ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者のうち、当該住宅の明渡しの原因となった行為をした者（当該行為をしたとき成年であった者に限ります。）が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場

合にあっては、当該住宅の明渡しのあった日の翌日から2年を経過していないこと。

- (6) 地方税を滞納していないこと。
- (7) 緊急連絡人を確保すること。
- (8) 暴力団員でないこと（同居しようとする親族も含みます。）。

5 その他

詳細は、各ブロックの指定管理者又は三重県県土整備部住宅政策課公営住宅班（電話 059-224-2703）までお問い合わせください。

北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合（電話 059-373-6802）

中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合（電話 059-221-6171）

南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体（電話 059-222-6400）

収 用 委 公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定しました。

令和8年7月3日

三重県収用委員会会長 飯 田 聡

- 1 起業者の住所及び名称
三重県津市広明町13番地
三重県
上記代表者 三重県知事 一見 勝之
- 2 事業の種類
桑名都市計画道路事業三・四・十号桑部播磨線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
(土地の所在) 三重県桑名市大字蓮花寺字馬喰谷

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
1115番4	山林	雑種地	102	102.31	16.61

- 4 土地所有者の氏名及び住所
鈴木 専造
三重県四日市市伊坂町1515番地
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した日
令和8年6月29日

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和8年7月3日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量
災害時用エアータントの購入

- ・災害時用エアータンク 6 台
- ・ハンディーブローア 6 台
- ・プレキャスト置式Gr連続基礎（連結タイプ） 36 個

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

令和9年3月19日（金）

(4) 納入場所

- ・三重県広域防災拠点（北勢拠点）備蓄倉庫（三重県四日市市中村町 2281-2）
- ・三重県広域防災拠点（中勢拠点）備蓄倉庫（三重県鈴鹿市薬師町 452）
- ・三重県広域防災拠点（伊勢志摩拠点）備蓄倉庫（三重県伊勢市朝熊町字東谷 3477-15）
- ・三重県広域防災拠点（伊賀拠点）備蓄倉庫（三重県伊賀市荒木 1856）
- ・三重県広域防災拠点（東紀州（紀北）拠点）備蓄倉庫（三重県尾鷲市光ヶ丘 28-61）
- ・三重県広域防災拠点（東紀州（紀南）拠点）備蓄倉庫（三重県熊野市久生屋町 1330-2）

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和8年8月3日（月）12時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県防災対策部災害対策推進課企画・体制整備班 担当 酒徳

電話 059-224-2189 ファクシミリ 059-224-2199

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和8年8月17日（月）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和8年8月7日（金）17時までに本システム上で通知を行います。

イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和8年8月7日（金）17時までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和8年8月17日（月）16時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和8年8月17日（月）16時

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県防災対策部災害対策推進課企画・体制整備班

案件名 災害時用エアーテントの購入入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和8年8月17日（月）16時15分

場所 津市広明町 13 番地

三重県防災対策部災害対策推進課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときは除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規

定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 契約書作成の要否

要

- (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

- (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Disaster-Relief Air Tents 6 units

Portable Air Blowers 6 units

Precast Freestanding Gr Continuous Foundation Units (Interlocking Type) 36 units

- (2) Bid submission deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 4:00 PM on Monday, August 17, 2026.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Friday, August 7, 2026 and 4:00 PM on Monday, August 17, 2026.

- (3) Date and time for the open bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 4:15 PM on Monday, August 17, 2026.

- (4) Managing authority:

Mie Prefecture, Department of Disaster Prevention, Disaster Countermeasures Promotion Division
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2189 (No English language support is available)

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 8 年 7 月 3 日

三 重 県 警 察 本 部 長 谷 井 義 正

1 入札に付する事項

- (1) 案件名
交通安全施設に係るLTEデジタル回線契約
 - (2) 契約の特質等
本件調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 契約期間等
ア 契約期間
契約締結の日から令和14年2月29日（日）までとします。
（この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約です。）
イ 回線使用期間
令和9年3月1日（月）から令和14年2月29日（日）までとします。
 - (4) 履行場所（納入場所）
LTEデジタル回線実施箇所一覧のとおり
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - (2) 落札資格
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
エ 令和8年7月16日（木）12時の提出締切日時までに、4(5)の機器等リスト（別記様式1）を提出し、三重県警察の承認を得ていること。
オ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者であること。
- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
 - (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
 - (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
 - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
 - (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、令和8年7月16日（木）12時までに(5)の機器等リスト（別記様式1）を5(1)の場所へ提出して、三重県警察の承認を受けてください。(1)に掲げる申請書を令和8年8月31日（月）12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)（最終版）まで、(6)及び(7)の書類を提出してください。
- なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書（第1号様式）
 - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
 - (3) 三重県内に支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
 - (4) 電子契約を希望する場合は、電子契約利用意向兼メールアドレス確認書
 - (5) 機器等リスト（別記様式1）
提出された機器等リストに基づき確認を行い、情報セキュリティ上のリスクに係る懸念が払拭されない場

合は、落札資格がありません。機器等リストには、今回対応可能な機器（機種数制限なし。）について通番を優先順位とみなして内容を記載してください。情報セキュリティ上のリスクに対応する必要がないと確認した機器等について承認通知を行い、優先順位最上位のものを採用するものとします。

なお、承認通知は令和8年8月26日（水）17時までに通知書を発送します。

※ 機器等の確認には5週間程度を要する見込みです。

(6) 明細書

※ 内容については、予算の範囲内で協議することとします。

(7) 2(2)オに該当する事業者であることを証明する書類の写し

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 松本

電話 059-222-0110（内線）2265 ファクシミリ 059-226-9917

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和8年9月4日（金）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合

令和8年9月2日（水）17時までに本システム上で通知を行います。

イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合

令和8年9月2日（水）17時までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和8年9月4日（金）14時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和8年9月4日（金）14時まで

なお、入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考えて投函してください。

※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目850番地

宛 先 津塔世橋郵便局留め

受取人 三重県警察本部警務部会計課調達係

案件名 交通安全施設に係るLTEデジタル回線契約入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和8年9月4日（金）14時10分

場所 三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額

の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときは除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Long Term Evolution Digital Communication Line Contracts of Traffic Safety Facility

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Friday, September 4, 2026.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 2:00 P.M. on Friday, September 4, 2026.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:10 P.M. on Friday, September 4, 2026.

(4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code.514-8514

TEL:059-222-0110 (EXT.2265)

FAX:059-226-9917

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
